

# 共愛学園前橋国際大学同窓会(Grape'vine)会則

## 第一章 総則

- 第一条 本会は、「共愛学園前橋国際大学同窓会(Grape'vine)」と称する。
- 第二条 本会は、本部を群馬県前橋市小屋原町1154-4の共愛学園前橋国際大学内に置く。
- 第三条 本会は、会員相互の親睦を図り、共愛学園前橋国際大学の発展に寄与することを目的とする。
- 第四条 本会は、前条の目的を達成するため、代議委員会の決議により必要と認められた事業を行うことができる。
- 第五条 本会は、会員の希望により支部を置くことができる。

## 第二章 会員

- 第六条 本会の会員は、正会員、特別会員をもって組織する。
1. 正会員  
共愛学園女子短期大学卒業生  
共愛学園前橋国際大学卒業生
  2. 特別会員  
本会のために特に功労ありと認められた者で、代議委員会において承認された者。
- 第七条 本会の役員組織は、下記の通りとする。
1. 役員  
会長 1名                      副会長 2名  
会計 2名                      書記 3名                      参議 若干名
  2. 監査  
監査 2名
  3. 代議委員  
代議委員 各卒業年度から6名以上
- 第八条 本会に名誉会長を置くことができる。
- 第九条 本会は、共愛学園前橋国際大学学長を最高顧問として、学部長、事務局長、および教務学生課長を顧問とする。
- 第十条 会長及び監査は、代議委員会が代議委員より選任する。
- 第十一条 2. 副会長、書記および会計は、会長が代議委員より任命する。  
代議委員は、各卒業生の推薦に基づき選任する。
- 第十二条 2. 代議委員は各卒業年度毎に期長・副期長を任命し、卒業期の代議委員を統括する。  
但し、2014年度卒業期までは特例として期長・副期長を置かないことができる。
- 第十二条 役員・監査の選任および任命は、会員総会において報告しなければならない。
- 第十三条 会長は、本会を代表し会務を総括し、かつ総会及び代議委員会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する。
  3. 会計は、会費の管理を行う。
  4. 書記は、本会の会議の議事録を作成し、これを保管する。
  5. 参議は議事に参加し、会務に従事する。
  6. 監査は、会計、財産および会務の運営について状況を監査し、必要に応じて会長に代議委員会の開催を進言できる。
- 第十四条 役員・監査の任期は2年とする。ただし、任期終了後も後任者が決まるまでの間、その任にあたる。
2. 役員・監査の再任はこれを妨げない。
  3. 任期の途中で就任した役員・監査の任期は、残任期間とする。
  4. 代議委員の退任は、委任状の提出、後任者の推薦、代議委員会での承認を必要とする。
- 第十五条 本会は、会務運営のため、事務局を置くことができる。

### 第三章 会員総会

- 第十六条 定例の会員総会は毎年1回会長がこれを召集し、前年度の事業報告および収支決算報告の承認、新年度の事業報告および収支予算の審議、その他代議委員会が認めた重要事項を議決する。  
2. 前項にかかわらず代議委員会が必要と認めるときは、会長は臨時に会員総会を召集することができる。
- 第十七条 総会の議決は出席会員の過半数で行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。

### 第四章 代議委員会

- 第十八条 代議委員会は、第七条の役員組織をもって構成する。  
2. 代議委員会は、会長がこれを召集する。  
3. 代議委員総数の3分の1以上の請求があった場合、会長は代議委員会を召集しなければならない。  
4. 代議委員会を召集するには、会日より2週間前に各代議委員に対し、その議案を示して召集の通知を発しなければならない。
- 第十九条 代議委員会は、下記事項を審議決定する。ただし、下記のうち1、2、3は、会員総会に諮らなければならない。  
1. 事業報告および収支決算  
2. 事業計画および収支予算  
3. 会則の改正  
4. 会員の除名  
5. 会則に定めのない事項
- 第二十条 代議委員会の議決は出席代議委員の過半数で行い、可否同数のときは、議長がこれを決する。  
ただし、会則の改正は出席代議委員の3分の2以上の同意を必要とする。  
また、代議委員会に出席できない場合は、議長に委任状を提出する。

### 第五章 会計

- 第二十一条 本会の運営は原則として会員収入によりこれを行う。
- 第二十二条 本会の正会員となるためには、終身会費として15,000円を最終学年後期の授業料納入と同時に納める。なお、運営上特に必要とする場合は、臨時徴収することができる。
- 第二十三条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

### 第六章 委員会

- 第二十四条 本会は、事業委員会、広報委員会、大学事業支援委員会をおく。必要な場合には、特別委員会をおくことができる。
- 第二十五条 各委員会の業務分担は次のとおりとする。  
1. 事業委員会 シャロン祭に関すること  
2. 広報委員会 会報発行に関すること  
3. 大学事業支援委員会 大学・学生の事業支援に関すること
- 第二十六条 各委員会には、委員長1名、副委員長1名以上を置く。
- 第二十七条 委員長は、代議委員会が代議委員より選任する。  
2. 副委員長は、委員長が代議委員より任命する。
- 第二十八条 委員長は、委員会の召集ならびに議事進行のほか、役員との連絡、調整にあたる。  
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときその職務を代行する。

- 第二十九条 各委員会に、担当の役員を置く。  
第三十条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。  
第三十一条 新たに委員会を設置する場合は、原則として、試験的にプロジェクトチームを立ち上げ、

## 第七章 賞罰

- 第三十二条 本会において多大なる貢献をした者に対し、その功績を称え、  
代議委員会の承認により、名誉会長として表彰する。  
第三十三条 本会会員で、各分野において大いなる活躍を見せ、且つ、共愛学園前橋国際大学の  
発展に寄与したと認められる者に対して、その功績を称え、表彰する。  
2. 本会と関係する者で、各分野において大いなる活躍を見せた者に対し、  
その功績を称え、表彰することができる。

## 第八章 施行補則

- 第三十四条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
第三十五条 本会則において、取り決めのない事項が発生した場合は、その都度、会長が決定し、  
事後、総会において報告する。

### 附則

- 本会則は、1990年5月26日より実施する。  
1992年4月25日一部改正。  
2000年4月22日一部改正。  
2001年4月21日一部改正。  
2006年4月22日一部改正。  
2013年4月27日一部改正。  
2016年4月23日一部改正。